

## 袋井市シルバーワークプラザに係る指定管理者の候補者の選定結果について

袋井市シルバーワークプラザの次期指定管理者を選定するため、提出書類による審査を行った。この結果、公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センターを指定管理の候補者として選定した。

### 1 指定管理施設の概要

#### (1) 施設の名称・所在地

名称 袋井市シルバーワークプラザ  
所在地 袋井市久能1287番地の1

#### (2) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

### 2 申請者

名称 公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター  
所在地 袋井市久能1287番地の1  
代表者 理事長 永田 進

### 3 事業提案等の審査

#### (1) 審査項目及び選定結果

審査は、申請者の提案内容を審査項目ごとに評価し、指定管理者にふさわしい能力を有することが確認できたことから、候補者として選定した。

審査項目・内容	配点	得点
1 応募者に関する項目 (1) 法人等の財務状況は良好か。 (2) 施設の管理・運営を行うに足る十分な施設管理・運営実績はあるか。 (3) 施設の目的を行うに足る十分な実績はあるか。	30	22.6
2 施設運営に関する項目 (1) 施設の管理運営を付託するに、ふさわしい基本的な考え方を持っているか。 (2) 施設の目的を十分に理解し、その目的を達成できる現実的な方針となっているか。 (3) 施設の利用者を考慮した考え方が示されているか。 (4) 施設の管理運営に適切な組織体制となっているか（人員配置）。	25	17.2
3 サービス内容に関する項目 (1) 市民の公平な施設利用の体制が確保されているか。 (2) 施設運営に対し、意欲的で、現実的・具体的な提案がされているか。 (3) 危機管理の必要性を十分に理解し、危機管理対策がとられているか。 (4) 個人情報適切に管理できる体制となっているか。	25	18.0
4 施設の設置目的の達成に向けた取組み (1) 適切な収支バランスの計画となっているか。	10	6.9
5 総合評価 (1) 全体計画を通して、施設管理運営を付託するに足る法人か。	10	8.3
合計	100	73.0

※点数は、委員7名の合計点（700点）を、100点満点あたりに換算した評点の合計

## (2) 選定理由

申請者からは、施設の設置目的及び市の要求する水準を理解した事業計画書が提出され、合計で73%の評点を得た。特に、以下の点において高い評点を得た。

ア 指定管理者として、袋井市シルバーワークプラザの管理運営実績があり施設の運営方法等を熟知しているほか、高齢者就業の機会確保をとおして地域の高齢者の能力を活かした地域社会づくりが期待できること。

イ 施設の設置目的を十分理解し、生涯現役で働ける高年齢者の就業促進の拠点施設であることを認識し、その目的が達成できる現実的な基本方針が策定されていること。

ウ 危機管理の必要性を十分に理解し、安全管理や事故防止の取り組みにおいての考え方、事故対応など具体的に計画されていることが確認されたこと。

エ 個人情報の保護について、管理体制の基本方針や個人情報の取り扱い手順等特定個人情報事務取扱規定を設け、個人情報の保護、職員の守秘義務等の徹底が図られていること。

オ 市民の公平な施設利用のため、利用者の感想や要望の把握に努めるとともに、必要に応じアンケート調査等を実施しサービスの向上に努めるなど、利用者ニーズの把握に的確に対応するための具体的な方法が示されていること。

## 4 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定される。指定管理者の指定は、本年11月市議会の議決後に行う。